東松山市地域生活支援拠点事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児(以下「障害児者」という。)の重度化・ 高齢化及び「親亡き後」に備え、障害児者の地域生活を推進するために必要 な機能を事業者に置く東松山市地域生活支援拠点事業(以下「事業」という。) の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

- 第2条 この事業は、次に掲げる機能を地域における複数の機関が分担して担 うことにより、障害児者の生活を地域全体で支える体制(障害福祉サービス 等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29年厚生労働省告示第116号)第1の2の3に規定する地域生活支援拠 点をいう。以下同じ。)を、東松山市において一体的に整備することを目的と する。
 - (1) 相談 事前に把握した緊急時の支援が見込めない世帯に対し、連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、相談その他必要な支援を行う機能
 - (2) 緊急時の受け入れ・対応 短期入所、行動援護等を活用した緊急支援体制を確保し、介護者の急病や障害児者の状態変化等の緊急時の支援を行う機能
 - (3) 体験の機会・場 地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や障害者生活支援センターを活用した 一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
 - (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者 及び高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことが できる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
 - (5) 地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(事業者の登録)

第3条 事業を行おうとする事業者(以下「事業者」という。)は、東松山市地

域生活支援拠点事業者登録申請書(様式第1号)により市長に申請し、市の登録を受けるものとする。

- 2 登録を受けることができる事業者は、次に掲げるものとする。
 - (1) 次の表の左欄に掲げる種別の事業者であって、右欄に掲げる加算を算定する要件を満たしたもの

事業者の種別 加算 障害者の日常生活及び社会生活を 地域生活支援拠点等相談強化加算 緊急短期入所受入加算 総合的に支援するための法律(平 成17年法律第123号。以下 定員超過特例加算 「法」という。)第29条第1項に 体験利用支援加算 規定する指定障害福祉サービス事 体験利用加算 体験宿泊支援加算 業者 法第30条第1項第2号に規定す 体験宿泊加算 る基準該当障害福祉サービスを行 重度障害者支援加算 う者 地域体制強化共同支援加算 法第51条の14第1項に規定す 緊急時対応加算 る指定一般相談支援事業者又は第 51条の17第1項第1号に規定 する指定特定相談支援事業者 児童福祉法 (昭和22年法律第1 64号) 第24条の26第1項に 規定する指定障害児相談支援事業

- (2) 東松山市障害者生活支援センター条例(平成11年東松山市条例第5号) に規定する東松山市障害者生活支援センター
- 3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めた ものについて地域生活支援拠点事業を実施する事業所として登録を行い、東 松山市地域生活支援拠点事業者登録通知書(様式第2号)により通知するも のとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録した事業者(以下「登録事業者」という。)

について、運営する法人名、名称、所在地、連絡先、実施する障害福祉サービスの公表を行うものとする。

(登録内容の変更)

第4条 登録事業者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに東松山市地域生活支援拠点事業者登録変更届(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(事業の廃止等)

第5条 登録事業者は地域生活支援拠点事業を廃止し、又は休止するときはその1か月前までに、再開したときはその10日後までに、東松山市地域生活支援拠点事業者廃止・休止・再開届(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第6条 市長は登録事業者に対して、事業の実施状況の報告を求めることができる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月13日から施行する。

東松山市地域生活支援拠点事業者登録申請書

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者(設置者) 所在地 名 称 代表者

東松山市地域生活支援拠点事業実施要綱第3条第1項の規定に基づき、東松山市地域 生活支援拠点事業を行う事業者として登録したいので、次のとおり関係書類を添えて申 請します。

申	(フリガナ)					
F請者(設置者)	名 称					
	主たる事務所の	(〒 −	-)			
	所在地					
	連絡先	電話番号			FAX 番号	
登録を行おうとする事業者	(フリガナ)					
	名 称					
	事業所番号					
	事業所(施設)の	(〒 -	-)			
	所在地					
	21.46.31	電話番号			FAX 番号	
	連絡先	メール アト゛レス				
	地域生活支援拠点	①相談	②緊急時の受	をけ入	れ・対応	③体験の機会・場
	等として行う事業	④専門的/	材の確保・養	 	⑤地域の	体制づくり
	開始予定年月日		年	月	目	

- (添付書類) 1 運営規定の変更届出書の写し
 - 2 運営規定の写し

東松山市地域生活支援拠点事業者登録通知書

 第
 号

 年
 月

 日

様

東松山市長

年 月 日付けで申請のあった東松山市地域生活支援拠点事業を行う事業者の登録について、東松山市地域生活支援拠点事業実施要綱第3条第3項の規定に基づき、次のとおり登録しましたので通知します。

(フリガナ)			
名称			
事業所番号			
事業所(施設)の 所在地	(〒 −)		
	電話番号	FAX 番号	1
連絡先	メール アト゛レス		
地域生活支援拠点	①相談 ②緊急時 <i>の</i>	受け入れ・対応	③体験の機会・場
等として行う事業	④専門的人材の確保・	養成 ⑤地域の体	制づくり
開始予定年月日	年	月 日	

東松山市地域生活支援拠点事業者登録変更届

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者(設置者) 所在地 名 称 代表者

東松山市地域生活支援拠点事業実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録内容 に変更が生じたので届け出します。

登録内容の変更が生じた 事業者		名	称				
		所	生地				
変更があった事項			変更の内容				
1	申請者(設置者)の名称		(変更前)				
2	申請者(設置者)の主たる事務 所の所在地、連絡先						
3	代表者の職・氏名						
4	事業所(施設)名称		(変更後)				
5	事業所(施設)所在地、連絡先						
6	その他()				
変更年月日				年	月	Ħ	

東松山市地域生活支援拠点事業者廃止・休止・再開届

年 月 日

東松山市長 宛て

申請者(設置者) 所在地 名 称 代表者

東松山市地域生活支援拠点事業実施要綱第5条の規定に基づき、次のとおり事業を廃止・休止・再開しましたので届け出します。

廃止・休止・再開する	名 称	
事業者	所在地	
登録を受けた年月	日	
廃止・休止・再開する	年月日	
(休止の場合) 休止予	定期間	
廃止・休止・再開する)理由	
(廃止・休止の場合 現に地域生活支援拠点事業 入れている者に対する措置	だにて受け	